



# これから利用できる保健事業のご案内



## ～芸術鑑賞～



組合員とその被扶養者の保健事業（教養・文化）として指定の公演等の入場料の一部を補助しています。「芸術鑑賞利用補助券」を入場券等取扱所に提出することで入場料が割引かれます。今月号では、7月から11月に実施される公演等をご案内します。



| 公演名  | 期間                      | 補助額                             | 入場券等取扱所                                     |
|--|-------------------------|---------------------------------|---|
| 第74回高知県美術展覧会   | R2.10.9(金)～R2.10.25(日)  | 一般 500円<br>大学生 250円<br>高校生 150円 | 高新プレイガイド<br>かるぽーとプレイガイド<br>高知大丸プレイガイド<br>ほか |
| 山村誠一<br>「Music Show～祝☆還暦～」                                   | R2.11.26(木)             | 500円                            | 高新プレイガイド<br>高知大丸プレイガイド<br>県民文化ホール<br>ほか     |
| 神保彰<br>「ワンマンオーケストラライブ」                                       | R2.9.12(土)              |                                 |   |
| 劇団TRASHMASTERS<br>「埋没」                                       | R2.10.22(木)～R2.10.23(金) |                                 |   |
| 西洋近代美術にみる神話の世界<br><巡回展>                                      | R2.5.30(土)～R2.7.12(日)   | 一般 500円<br>大学生 400円             | 県立美術館<br>総合案内                               |
| 浦上コレクション北斎漫画<br><巡回展>  | R2.8.10(月)～R2.9.27(日)   |                                 |   |
| ウルトラとくさつワールド<br>空想特撮大作戦<br>～ウルトラマンと夢見る未来～                    | R2.7.4(土)～R2.9.6(日)     | 250円                            | 県立文学館 ほか                                    |
| 企画展 土佐人・山本忠興と<br>近代オリンピック                                    | R2.7.17(金)～R2.9.6(日)    | 250円                            | 県立歴史民俗<br>資料館                               |
| 令和2年度優秀映画観賞会<br>土佐清水昭和シネマ劇場                                  | R2.8.中旬～下旬(予定)          | 500円                            | 土佐清水市立<br>市民文化会館<br>ほか                      |
| ものまねエンターテイメント<br>コロケコンサート<br>勝手にやっつすみません！<br>～40Anniversary～ | R2.9.13(日)              |                                 |   |

※ 公演等につきましては、変更（中止・延期）となることがあります。

## 宿泊施設利用補助

組合員とその被扶養者が、高知会館の宿泊利用をしたとき、宿泊料の一部を補助します。「宿泊施設利用補助券」を高知会館へ提出してください。（宿泊を伴う公務出張には利用できません。）

| 対象施設名称    | 施設の所在地                | 電話番号         | 補助額(一人一泊) |
|-----------|-----------------------|--------------|-----------|
| 高知宿泊所高知会館 | 〒780-0870 高知市本町5-6-42 | 088-823-7123 | 2,500円    |

# 特定健康診査の受診券(セット券)を送付しました!

特定健康診査とは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防に重点を置き、早期に発見・改善するため行う健診です。

令和2年度も「特定健康診査受診券（セット券）」（以下「受診券」という）を対象となる現職組合員の被扶養者の方、任意継続組合員及びその被扶養者の方に**7月上旬**に送付しています。

1年に1回、健康チェックのため、お手元に届いた受診案内をご覧ください、ぜひ特定健診を受診しましょう！

健診費用は、“**無料**”です！

受診期限は、“**令和3年3月31日**”までです。

## 【セット券とは…】

特定健診の結果でメタボリックシンドロームのリスクがある方には、健診当日に特定保健指導（初回面接）を無料で受診できるものです。

※特定健康診査当日に特定保健指導の初回面接が受けられない実施機関がありますのでご注意ください。

## 受診券配布対象者

40歳以上75歳未満の現職組合員の被扶養者（被扶養配偶者婦人検診受診決定者を除く）、任意継続組合員（人間ドック受診決定者を除く）及びその被扶養者の方です。

☆75歳の誕生日を迎える方は、75歳の誕生日の前日まで受診が可能です。

☆現職組合員の方、被扶養者のうち被扶養配偶者婦人検診受診決定の方及び任意継続組合員のうち人間ドック受診決定の方は、被扶養配偶者婦人検診、人間ドック又は定期健康診断の受診結果を共済組合が受領することで特定健康診査を受診したものとみなします。

## 検査内容

☆基本的な検査☆

- ◎身体計測（身長・体重・BMI・腹囲） ◎血圧測定 ◎尿検査 ◎肝機能検査
- ◎血中脂質検査 ◎血糖検査 ◎診察・問診（喫煙・服薬・既往歴等の調査）

☆このほか、医師が必要と認めた場合の詳細な健診項目☆

- ◎貧血検査 ◎心電図検査 ◎眼底検査 ◎血清クレアチニン検査

## 受診の流れ

受診券の内容確認  
現住所の記入



電話予約  
事前に健診機関へ  
予約



受診  
受診券・被扶養者証  
等を提示



健康機関等から  
結果通知送付



- ※ 特定健診の受診可能な健診機関は、受診券に同封しています  
“健診機関一覧（リーフレット「どこで受けられる？特定健診」）”や  
公立学校共済組合高知支部のホームページ  
(<http://www.kouritu.or.jp/kochi/>) でご覧いただけます。
- ※ 直営病院の公立学校共済組合四国中央病院では基本的な検査の  
ほか、上乗せ検査も無料で受けていただけます。



※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施できない場合がありますので、ご了承ください。



## 特定保健指導のご案内

特定健康診査（人間ドック等を含みます。）の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象として、特定保健指導を実施します。特定保健指導では、専門的な知識を有する保健師等のアドバイスを受けながら、ご自身の生活習慣の改善に向けた無理のない行動目標（計画）を作成します。その目標達成に向けて一定期間（3ヶ月～6ヶ月）保健師等から電話、メール等により必要な指導（支援）を受けることとなります。

生活習慣の改善が必要と診断された方には、受診される際に必要となる「特定保健指導利用券」を順次送付しますので、是非積極的にご利用ください。

当支部では、株式会社ベネフィット・ワンに訪問型特定保健指導とその利用勧奨業務を委託しています。職場やご自宅など、ご都合のよい場所に保健師等が出向き、個別訪問型の指導を行います。これまで多忙で受診できなかった方も、ご都合のよい時間に自宅や職場で特定保健指導を受けることができますので、ぜひご利用ください。

自己負担額はなし！  
“無料”で  
受けられます!!



### 人間ドック受診後に特定保健指導が受けられます！

- ☆高知検診クリニック
- ☆高知県総合保健協会
- ☆高知西病院
- ☆JA高知健診センター
- ☆四国中央病院



上記の検診機関では人間ドック受診後に特定保健指導が受けられますので、是非積極的にご利用ください。この場合、利用券は不要です。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施できない場合がありますので、ご了承ください。



オンライン

**電子書籍サービスの** **期間限定特典** **を集めました!**

**1 本の要約サービスflier(フライヤー)**

10分で良書と出会う、新しい読書体験をあなたに



本の要約サービス



ゴールドプラン**1か月**(登録日から30日間)**無料**  
その後継続の場合はベネフィット・ステーション  
特別価格でゴールドプランが**1,760円**  
さらにご利用継続で毎月**440ベネポ**プレゼント

メニューNo. 656390

**2 日経ビジネス電子版有料会員**

【28年連続、No.1※ビジネス誌】  
日経ビジネスが電子版で創刊!



日経ビジネス電子版有料会員(年額プラン)  
25,000円 ⇒ **22,500円**  
ご利用金額の**1%分**の**ベネポ**プレゼント  
さらに**500ベネポ**プレゼント

※新規購読申込者限定

メニューNo. 656077

**3 日本経済新聞 電子版**

「読む」新聞から「使う」新聞へ。



申込初月無料+6か月  
25,662円 ⇒ **24,378円**  
さらに**1000ベネポ**プレゼント

メニューNo. 654401

**4 日経DUAL有料会員**

働くママとパパを支えるWEBメディア



日経DUAL有料会員(年額プラン)  
7,920円 ⇒ **7,130円**  
ご利用金額の**1%分**の**ベネポ**プレゼント  
さらに**300ベネポ**プレゼント

メニューNo. 656372

**5 日経ARIA有料会員**

おとなの「働く・学ぶ・遊ぶ」を讀えるWEBメディア



日経ARIA有料会員(年額プラン)  
7,920円 ⇒ **7,130円**  
ご利用金額の**1%分**の**ベネポ**プレゼント  
さらに**300ベネポ**プレゼント

メニューNo. 656355

**6 無料まんが・試し読みが豊富! ebook japan**

まんがをお得に買うなら、無料で読むなら、  
品揃え世界最大級のまんが・電子書籍販売サイト  
「ebookjapan」!



電子書籍の購入金額の  
**20%分**の**ベネポ**プレゼント

メニューNo. 652190

詳細・お申込みは  
会員専用サイトへ

ベネフィット 検索

<https://www.benefit-one.co.jp>

スマホは  
右記のコードから!



※掲載の情報は2020年4月現在の情報です。 ※操作画面は予告なく変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

※特典内容は一例となります。最新の特典情報と利用方法は会員専用サイトでご確認ください。 ※ご利用の際は、会員専用サイトにて注意事項を確認の上、ご利用ください。

【ベネフィット・ステーションについてのお問い合わせ】 共済組合福利院 ☎ 088-821-4755



「風しん」感染リスクが続いています！

「風しん」の感染拡大の防止にご協力をお願いします！

## 風しんの「抗体検査」「予防接種」のご案内 行政の制度をご活用ください

昨年から「風しん」の流行が続いています。強い感染力がもつ「風しん」に感染しないため、周囲の人に感染させないために、風しんの抗体検査、予防接種を受けてください。

### 風しんとは

- \* 飛沫感染により、**症状が出る前から**ヒトからヒトへと感染が広がります。
- \* 高熱・発疹の長期化や関節痛など、**成人は重症化**の可能性があります。
- \* 強い感染力がある「風しん」に妊婦が感染すると、生まれてくる**赤ちゃん**の目や耳、心臓に障害が起こる**可能性**があります。

### 男性

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた方は、2022年3月まで、風しんの抗体検査、予防接種を**無料**で受けられます。

職場で実施する健康診断の際に風しんの抗体検査を受けることができる場合もあります。

市町村から配布されるクーポン券が必要です。  
(クーポン券はお住いの市町村へお問い合わせください)

### 女性

令和2年4月1日から**令和3年3月31日まで**  
高知県内に住所を有する者は**無料**で検査を受けることができます  
(ただし過去に風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の風しん抗体があることが判明し、風しんの予防接種を行う必要がないと認められた者は除く)

### 男性 (上記以外)

- \* 妊娠を希望する方
- \* 妊娠を希望する女性と同居している方
- \* 妊婦と同居している方

実施医療機関等の詳細は**高知県庁ホームページ健康対策課**をご覧ください

### 妊娠中の方はご注意ください！

- \* 妊娠中の方は「風しん」の予防接種を受けることができません。
- \* 同居している家族の方に「風しん」の抗体検査を勧めてください。同居しているご家族の方に十分な免疫がない場合、なるべく早く予防接種を受けてもらいましょう。

出典：厚労省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)  
高知県庁ホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp>)

【お問い合わせ先】教職員・福利課（職員厚生） ☎088-821-4905



## 出産のため勤務ができなくなったとき

組合員が出産のため出産の前後一定期間勤務に服することができず、その期間中に報酬（給与）が減額されたときに「**出産手当金**」が給付されます。

ただし、「**産前産後休暇**」を無給で取得する場合等に給付が発生することとなるため、「**産前産後休暇**」を有給（**特別休暇**）で取得することが可能な場合の給付はありません。

※「**出産**」とは、妊娠4ヶ月（85日）以上の胎児の娩出をいい、早産、死産、流産や母体保護法に基づく妊娠4ヶ月以上の人工妊娠中絶も含まれます。

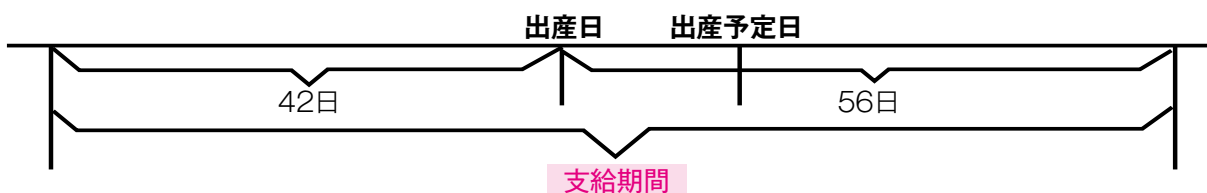
### 給付期間

出産の日（出産日が出産予定日後の場合、出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合98日）から出産の日後56日までの間で、勤務に服することができなくなった期間給付されます。

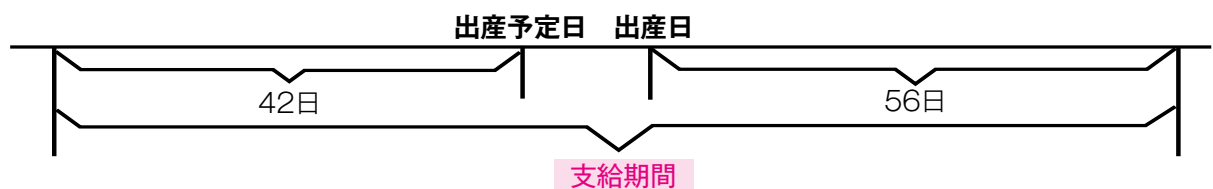
※土曜日及び日曜日を除いた日が支給対象日となります。（土曜日及び日曜日以外の日が週休日と定められている場合は、その日を除き支給されます。）

※1年以上組合員であった者が、退職時に出産手当金を受給している（支給要件を満たしている場合を含む。）場合は、退職後、支給期間の残りの日数について支給されますが、退職までに1年以上の組合員期間がない場合、資格喪失後の給付はありません。

#### 《出産日が出産予定日より前の場合》



#### 《出産日が出産予定日より後の場合》



### 給付額

#### ■ 公立学校共済組合の組合員期間が12ヶ月以上の者の算定方法

「支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の内平均額」×1/22

＝平均標準報酬日額（10円未満四捨五入）

平均標準報酬日額×2/3＝出産手当金給付日額（円未満四捨五入）

#### ■ 公立学校共済組合の組合員期間が12ヶ月未満の者の算定方法

【次の（ア）または（イ）のいずれか少ない額】

ア「支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の内平均額」×1/22

＝平均標準報酬日額（10円未満四捨五入）

平均標準報酬日額×2/3＝出産手当金給付日額（円未満四捨五入）

イ「支給開始日の属する年度の前年度9月30日における平均標準報酬月額（※）」×1/22

＝平均標準報酬日額（10円未満四捨五入）

平均標準報酬日額×2/3＝出産手当金給付日額（円未満四捨五入）



## 組合員や被扶養者が出産したとき



組合員または組合員の被扶養者が出産したときは、「**出産費（被扶養者の方は家族出産費）**」および「**出産費附加金（被扶養者の方は家族出産費附加金）**」が給付されます。

※「出産」とは、妊娠4ヶ月（85日）以上の胎児の娩出をいい、早産、死産、流産や母体保護法に基づく妊娠4ヶ月以上の人工妊娠中絶も含まれます。

※2児以上出産したときは出産児の数に応じて支給されます。

※1年以上組合員であった方が資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合は、出産費が支給されます（附加金の給付はありません）。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合員、健康保険の被保険者の資格を取得したときは給付されません。

### 給付額



|                 |  |
|-----------------|--|
| 出産費・家族出産費       | <b>42万円</b> （産科医療補償制度に加入していない病院などで出産した場合は40万4千円となります。） |
| 出産費附加金・家族出産費附加金 | <b>5万円</b>   |

※産科医療補償制度とは…分娩に関連して発症した重度脳性まひ児に対する補償を行うとともに、再発防止につなげるための機能を持った制度です。産科医療補償制度に加入している医療機関や助産所にはシンボルマークが掲示されています。制度対象分娩となるかどうかの詳細については、出産前に病院などにご確認ください。

## 被扶養者の資格確認を行います！



**今年度も被扶養者の認定状況の確認（検認※）を実施します。**

これは、被扶養者が認定の要件を備えているかについて確認をするためのものです。詳細につきましては各所属所を経由して対象者に提出書類などの通知を行います。

認定要件を備えていないにも関わらず、取消しの申告が遅れると、被扶養者としての要件を欠く事由が発生した日まで遡って認定を取消し、この間に共済組合が医療機関に支払った医療費等の給付金返還が生じる可能性がありますのでご注意ください。

※「**検認**」は、**地方公務員等共済組合法施行規程第97条第1項の規定に基づいて年1回実施することが定められており、認定後も被扶養者の要件を欠いていないか確認をすることとなります。**

### 被扶養者の認定要件を欠くこととなる主な事例

- ①**就職（健康保険の適用あり）**した場合（収入が認定基準額未満でも取消となります。）
- ②**年額130万円以上**（障害年金受給者および60歳以上の公的年金受給者は**年額180万円以上**）の収入を得ることとなった場合（年額は連続する12ヶ月間で判断します。）
- ③アルバイト・パート等の収入（交通費・賞与等の手当を含む）が、**3ヶ月以上連続して月額108,334円以上**（障害年金受給者および60歳以上の公的年金受給者は**月額150,000円以上**）となった場合※当初から認定基準額（月額108,334円または150,000円未満）を超えることが見込まれている場合は、その月の初日又は就職日から取消となります。
- ④不動産、営業、事業、農業収入等の収入を確定申告した際に**年額130万円以上**（障害年金受給者および60歳以上の公的年金受給者は**年額180万円以上**）の収入となった場合。  
（不動産、営業、事業、農業等）収入－必要経費（※）≥130万円（180万円）  
（※）必要経費は税法上のものと異なるため、次からご確認ください。  
公立学校共済組合高知支部HP → 福祉事務の手引 → 1組合員資格
- ⑤日額3,612円以上（障害年金受給者および60歳以上の公的年金受給者は日額5,000円以上）の**雇用保険の給付を受給し始めた**場合

【短期給付・被扶養者資格確認についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813



# 医療費が高額になったときの給付

## 1. 高額療養費

保険医療機関等でひと月に支払った自己負担額（患者負担額）が高額となった場合には、その負担を軽減するために、「高額療養費」が支給されます（自動給付）。

### 高額療養費の自己負担限度額

高額療養費の自己負担限度額とは、組合員及び被扶養者の医療費のうち、患者が負担する上限額のことです。組合員の標準報酬月額に応じて、下表の計算式により算出されます。この自己負担限度額を超えた分は、後で高額療養費として戻ってきます。

表1 自己負担限度額（70歳未満の場合）

| 適用区分 |   | 標準報酬月額                     | 自己負担限度額                          |             |
|------|---|----------------------------|----------------------------------|-------------|
|      |   |                            | 過去12カ月以内の高度療養費受給が3回目まで           | 多数回該当<br>※2 |
| 上位   | ア | 830,000万円以上                | 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% | 140,100円    |
|      | イ | 530,000万円以上<br>830,000万円未満 | 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% | 93,000円     |
| 一般   | ウ | 280,000万円以上<br>530,000万円未満 | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%  | 44,400円     |
|      | エ | 280,000万円未満                | 57,600円                          | 44,400円     |
| 低所得  | オ | 市町村民税非課税者<br>※1            | 35,400円                          | 24,600円     |

- ※1 市町村民税が非課税であっても標準報酬月額が530,000円以上の場合は「オ」ではなく、標準報酬月額での適用区分「ア」又は「イ」の該当となります。
- ※2 診療を受けた月以前の12か月間に既に高額療養費が支給された月が3月以上ある場合、4回目から「多数回該当」の金額が自己負担限度額となります。

## 2. 一部負担金払戻金・家族療養費附加金

公立学校共済組合では自己負担の更なる軽減を目的として、余裕財源の範囲内で「一部負担金払戻金」（組合員）及び「家族療養費附加金」（被扶養者）を支給しています（自動給付）。

- ① 一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の計算方法は次のとおりです。

$$\begin{aligned} & \text{一部負担金払戻金 (家族療養費附加金)} \quad ※100円未満切捨て \\ & = \text{総医療費} - \text{療養の給付 (7割分)} - \text{高額療養費} - \text{基礎控除額} \end{aligned}$$

- ② 「基礎控除額」は、次の表のとおりです。

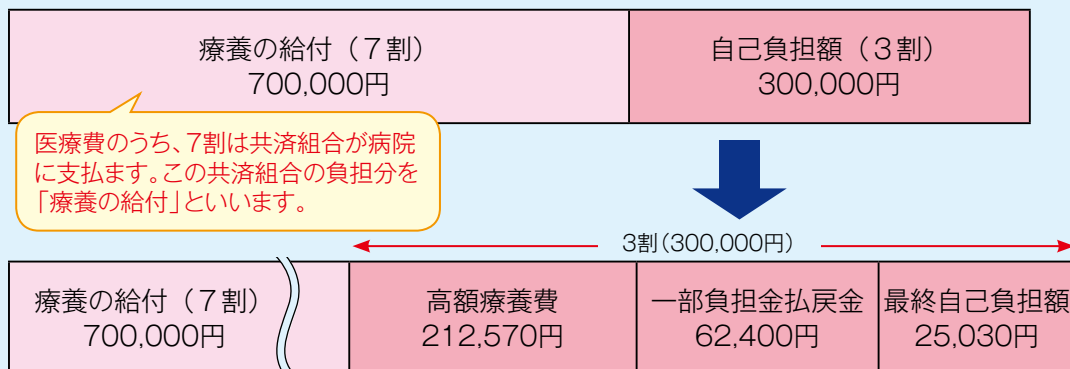
表2

| 区分                          | 基礎控除額   |
|-----------------------------|---------|
| 標準報酬月額53万円未満<br>(区分ウ・エ・オの者) | 25,000円 |
| 標準報酬月額53万円以上<br>(区分ア・イの者)   | 50,000円 |

## 高額療養費・一部負担金払戻金の給付例

組合員：共済 太郎さん（45歳）

- 標準報酬月額：44万円 左ページの表1の区分「ウ」に該当
- 入院にかかる医療費（保険適用分）が100万円だった場合



### 【高額療養費】

- 左ページの表1の「ウ」の計算式に当てはめて「自己負担限度額」を算出する  
 $80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 0.01 = 87,430円$ （自己負担限度額）  
（医療費）
- 自己負担額（患者負担額）から（1）の自己負担限度額を差し引く  
 $300,000円 - 87,430円 = 212,570円$ （高額療養費）

### 【一部負担金払戻金】

- 左ページの「2. 一部負担金払戻金・家族療養費附加金」の①の計算式に数字を当てはめて算出する  
 $1,000,000円 - 700,000円 - 212,570円 - 25,000円 = 62,430円$   
（医療費）                      （療養の給付）                      （高額療養費）                      （基礎控除額）
- （1）で算出された金額から100円未満の端数を切捨てる  
 $62,430円 \rightarrow 62,400円$ （一部負担金払戻金）

標準報酬月額が53万円未満なので25,000円を差し引く。(53万円以上の場合50,000円)。左ページの表2参照。

### ■最終的な自己負担額（患者負担額）■

$$300,000円 - 212,570円 - 62,400円 = 25,030円$$

（医療費の3割）                      （高額療養費）                      （一部負担金払戻金）

つまり、窓口で支払った医療費のうち、およそ25,000円（上位所得者は50,000円）を超える部分は共済組合から戻ってくるんです！



- ※保険適用外の費用（差額ベッド代・歯科の自費分など）は給付対象外です。
- ※入院時食事代の患者負担額も給付対象外です。なお、入院時の食事代は1食当たりの患者負担額が定められており（一般所得者は460円）、患者負担額を超える部分は共済組合が医療機関へ支払っています。